

国内希少野生動植物種の選定又は解除に関する提案書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第6条第2項第5号に基づき、第4条第3項に基づく国内希少野生種の 選定 解除 について、次のとおり提案します。

平成 年 月 日

提案者の氏名：

(団体の場合は団体名、部署名、担当者名)

郵便番号・住所：

電 話 番 号：

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室長 殿

選定又は解除を提案する種の和名及び学名	
選定又は解除を提案する国内希少野生動植物種の種類	<input type="checkbox"/> 新規選定 <input type="checkbox"/> 国内希少野生動植物種（特定第一種及び特定第二種を除く。） <input type="checkbox"/> 特定第一種国内希少野生動植物種 <input type="checkbox"/> 特定第二種国内希少野生動植物種 <input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 国内希少野生動植物種（特定第一種及び特定第二種を除く。） <input type="checkbox"/> 特定第一種国内希少野生動植物種 <input type="checkbox"/> 特定第二種国内希少野生動植物種 (現在の種類： <input type="checkbox"/> 国内種 <input type="checkbox"/> 特定第一種 <input type="checkbox"/> 特定第二種) <input type="checkbox"/> 解 除 (現在の種類： <input type="checkbox"/> 国内種 <input type="checkbox"/> 特定第一種 <input type="checkbox"/> 特定第二種)
当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況	<基礎情報（分布、生息・生育環境、生活史等）> <現在の生息・生育の状況>

(備考)

1 添付書類

- ・選定又は解除を提案する種の現在の生息・生育状況（分布、個体数、繁殖等）を示す根拠書類

2 注意

- (1) 「選定又は解除を提案する種の和名及び学名」欄には、最新の環境省レッドリストに掲載された和名及び学名を記入すること。なお、国内希少野生動植物種に選定するためには和名及び学名が必須であることから、環境省レッドリストに掲載されていない種を提案する場合は、当該種の和名及び学名が示されている根拠文献を添付すること。
- (2) 「選定又は解除を提案する国内希少野生動植物種の種類」欄には、新規選定、変更、解除のいずれかを選択し、さらに国内希少野生動植物種の種類を記入すること。
- (3) 「当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況」欄には、選定又は解除を提案する種の全国的な分布状況や、生息・生育環境、生活史等を記入するとともに、現在の生息・生育地の環境や推定生息・生育個体数等の生息・生育状況を記入すること。
- (4) 「当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠」欄には、提案の理由（生存を脅かす要因）やその必要性、根拠となる文献等を具体的に記入すること。
- (5) 「当該種に係る保存のための取組の現状と予定」欄には、現在実施されている保存のための取組及び将来的に実施が予定されている保存のための取組について、その具体的な内容と実施主体を記入すること。なお、必要に応じて、取組内容の詳細を示す書類を添付すること。
- (6) 「新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策」欄には、当該種の選定と併せて実施すべき保存施策について、その具体的な内容を記入すること。その際、把握している情報がある場合には、規制や事業が行われるべき場所の土地所有及び土地所有者の了解の見込み、事業の実施者の見込み等を可能な範囲で記入すること。なお、必要に応じて、保存施策の詳細を示す書類を添付すること。
- (7) 「希少野生動植物種保存基本方針との合致」欄には、希少野生動植物種保存基本方針の第2 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項、1 国内希少野生動植物種、(1)に記載されている判断基準に関して、選定を提案する種に合致している要件（ア～エ）を全て記入すること。また、特定第一種国内希少野生動植物種又は特定第二種国内希少野生動植物種を提案する場合には、それぞれ上記に加えて基本的な事項の3又は4に合致するか否かを記入すること。
- (8) 「その他」欄には、選定を提案する種の商業的な流通状況、生息地及びその周辺の土地所有、土地利用及び開発規制等の参考となる情報に関して、把握している情報があれば記入すること。また、選定を提案する種の写真があればあわせて添付すること。

3 参考(希少野生動植物種保存基本方針(平成30年4月17日環境省告示第38号)(抜粋))

第2 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

- (1) 国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)で、以下のいずれかに該当するものを選定(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号。以下、第八を除き「法」という。)に基づく指定ではなく、同法に基づき指定すべき種の選定を指す。以下同じ。)する。
- ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
 - イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
 - ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
 - エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種
- (2) 国内希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- ア 外来種は、選定しないこと。
 - イ 従来から本邦にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
 - ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

3 特定第一種国内希少野生動植物種

特定第一種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、その国内希少野生動植物種が、ワシントン条約附属書Iに掲載された種(我が国が留保している種を除く。)又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種であっても、特定第一種国内希少野生動植物種には選定しない。

4 特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

- ア 第2. 1(1)イ又はウに該当する種
- イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種
- ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種
- エ ワシントン条約附属書Iに掲載された種(我が国が留保している種を除く。)及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種